

～2019年度税制改正⑪～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は租税特別措置法の改正で延長適用されるものである。

(ポイント)

- 租税特別措置法のうち、制度が延長適用されるもの

1.租税特別措置法の改正(延長等)

税法の理論や理屈でなく、産業界等の政策的な意味合いで実施されるのが、租税特別措置法であり、その改正の中で制度が従来制度が延長適用されるものは次のとおりである。

(租税特別措置法の改正:延長等)

項目	取扱い(適用期限等)
(1) 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の税額控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(2) 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の税額控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(3) 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(4) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(5) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(6) 共同利用施設の特別償却制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長

(裏面に続く)



～2019年度税制改正⑪～

-前頁より続き

項目	取扱い(適用期限等)
(7)特定地域における工業用機械等の特別償却制度	<p>次の措置の適用期限を2021年3月31日まで2年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過疎地域に係る措置 ②半島振興対策実施地域に係る措置 ③離島振興対策実施地域に係る措置 ④奄美群島に係る措置 (奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長が前提) ⑤振興山村に係る措置
(8)沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(9)事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(10)沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(11)沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長
(12)沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限:2021年3月31日まで2年延長

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(年末調整)

本年も年末調整の時期が近づいてきた。事業法人の人事担当は準備に余念がないだろうか。所得税の所得等控除を行う場合に、必要な年末調整書類が事業法人に提出されなければならない。簡単におさらいすると、①給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除の基礎となる。②給与所得者の配偶者控除等申告書は、配偶者控除、配偶者特別控除のベースとなる。③給与所得者の保険料控除申告書は、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除(申告分)、小規模企業共済等掛金控除(申告分)の元となる。④給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書は、住宅ローン控除(税額控除:2年目以降)の算定基礎となる。これらの書類は役職員等の給与所得者が事業法人に提出すべき書類となる。正確な手続を行いたいところである。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

